

# ひしのみクラブ

(金池校区総合型地域スポーツクラブ)

## 規 約

- |       |         |
|-------|---------|
| 第 1 章 | 総則      |
| 第 2 章 | 目的及び事業  |
| 第 3 章 | 会員      |
| 第 4 章 | 役員及び事務局 |
| 第 5 章 | 会議      |
| 第 6 章 | 会計      |
| 第 7 章 | 事故の責任   |
| 第 8 章 | 雑則      |

# 規 約

## 第1章 総則

(名称)

第 1 条 このクラブの名称は、『ひしのみクラブ』（以下、当クラブ）という。

(事務所)

第 2 条 当クラブの主たる事務所は大分県大分市金池校区におく。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 当クラブは地域住民すべての人々が、健康保持・増進をめざし、スポーツの普及・育成、競技力・指導力の向上に関する事業、福祉活動を行い、地域の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 当クラブは第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ教室・サークル事業
- (2) 地域住民の健康保持・増進に関する事業
- (3) 各種スポーツ・文化イベントの企画及び開催に関する事業
- (4) 活動場所の確保等に関する事業
- (5) クラブハウスの設置及び運営
- (6) 選手・指導者の育成に関する事業
- (7) その他当クラブの目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第 5 条 当クラブの会員は次の2種を持ってクラブの会員とする。

- (1) 会員  
このクラブの目的に賛同して入会した個人等
- (2) 賛助会員  
この目的に賛同した個人等

(入会)

第 6 条 会員として入会しようとするものは、下記事項を理解し、別に定める入会申込書に必要事項を記入のうえ申し込むものとする。

- 1) 当クラブの目的に賛同する者。
- 2) 当クラブの諸規定を遵守する者。

(会費)

第 7 条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡した時。
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 9 条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(抛出金品の不返還)

第 10 条 既に納入した入会金、会費及びその他抛出金品は返還しない。

## 第 4 章 役員及び事務局

(役員の種類及び定数)

第 11 条 当クラブに次の役員を置く。

- |         |     |
|---------|-----|
| (1) 会長  | 1 人 |
| (2) 副会長 | 2 人 |
| (3) 委員  | 若干名 |
| (4) 監事  | 2 人 |

(役員を選任)

第 12 条 役員は総会において選任する。

(役員職務)

第 13 条 会長は当クラブを代表し、業務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐して業務を掌握し、会長があらかじめ運営

委員会の議決を経て定めた順序により、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

- 3 委員は運営委員会を構成し、この規約の定め及び運営委員会の議決に基づき、このクラブの業務の執行を決定する。
- 4 監事は次に掲げる職務を行う。
  - (1) 委員の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) 当クラブの会計の状況を監査すること。

(役員任期等)

- 第14条 役員任期は2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の在任期間とする。
- 2 役員は再任されることができる。
  - 3 役員は辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(事務局)

- 第15条 当クラブにはクラブマネージャー及び事務局をおき、会長が任命する。
- 1) クラブマネージャーはクラブをマネジメントする。
  - 2) 事務局はクラブの事務処理を行う。
  - 3) クラブマネージャー及び事務局は有給とすることが出来る。

## 第5章 会議

(会議の種別)

- 第16条 当クラブの会議は次の3種とする。
- 1) 総会
  - 2) 運営委員会
  - 3) 専門部会

(総会の構成)

- 第17条 総会は、会員を持って構成する。

(総会の機能)

- 第18条 総会は当クラブの運営に関する次の事項を議決する。
- (1) 規約の変更
  - (2) 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更
  - (3) 事業及び収支決算の報告
  - (4) 役員を選任

(5) その他当クラブの運営に関する重要事項

(総会の開催)

第19条 総会は、会長が招集し、毎年1回開催する。

(総会の議長)

第20条 総会の議長は、会長がこれを勤める。ただし、会長が議長代行者を指名した場合にはその者が代行する。

(総会の定足数)

第21条 総会は会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし、委任状送付者についてはこれに含める。

(総会の議決)

第22条 総会の議事は、出席した会員の過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 会員の内、票決に関わることが出来る者は高校生以上とする。

(運営委員会の構成)

第23条 運営委員会は役員を持って構成する。

(運営委員会の機能)

第24条 運営委員会は、この規約で定めるものの他次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(運営委員会の開催)

第25条 運営委員会は会長が必要に応じて開催する。

(専門部会の構成)

第26条 専門部会は各サークルにおいて定める人数で構成する。

(専門部会の機能)

第27条 専門部会は、この規約で定めるものの他、次の事項を協議する。

(1) 運営委員会討議の内容に基づき各部会での活動方針・状況等の連絡

(2) 運営委員会の議決した事項を各部会で推進するための討議

(3) その他各サークル活動・会務の執行に関する事項の討議

(専門部会の開催)

第28条 専門部会は会長が必要と認めたときに開催する。

(会議の議事録)

第29条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

## 第6章 会計

(会計の構成)

第30条 当クラブの資産は、次の各号に掲げるものを持って構成する。

- (1) 年会費
- (2) 参加料
- (3) 補助金・委託金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(事業計画及び収支予算)

第31条 当クラブの事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会において決定する。

(事業報告及び決算)

第32条 毎事業年度終了後、当クラブの事業報告書・収支報告書を速やかに会長が作成し、監事の監査を経て総会において決定する。

(事業年度)

第33条 当クラブの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第7章 事故の責任

(事故の責任)

第34条 会員は、当クラブの活動に際しては、自己の責任において行動するものとし、当クラブおよび指導者に対し一切の損害賠償を請

求しないものとする。

(保険の加入)

第35条 会員は、当クラブ指定の保険又は個人にて保健に加入しなければならない。当クラブはその活動中の傷害についてはその保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。保険未加入者の活動中の事故については一切責任を負わない。

## 第8章 雑則

(細則)

第36条 この規約に定めのない事項に関して必要な細則は、運営委員会の議決を経て定める。

(会員情報)

第37条 会員の情報については、クラブ運営にのみ使用する。

(附則)

本規約は平成19年3月25日より施行される。